

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 3 2 条の調査について

- 1 最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 3 2 条の調査(低入札価格調査)を実施する。ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。
 - (1) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。
 - (1) その価格により入札した理由
 - (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
 - (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
 - (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連(地理的条件)
 - (5) 手持資材の状況
 - (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - (7) 手持機械数の状況
 - (8) 労務者の具体的供給見通し
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - (10) 経営内容
 - (11) (1) から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
 - (12) (9)の公共工事の成績状況
 - (13) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会を行う。)
 - (14) 信用状況(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
 - (15) その他必要な事項